

# 「新・県都『あきた』改革プラン」ができました

## 市民サービスの向上をめざして



市では、このたび平成27年度から30年度までを計画期間とする「新・県都『あきた』改革プラン(第6次秋田市行政改革大綱)」を策定しました。

人口減少・少子高齢化の進行や厳しい財政見通しなど、社会情勢の変化は今後も一層厳しさを増すことが予想されるため、引き続き「公共サービスの改革」「財政運営の改革」「組織・執行体制の改革」の3つを柱として、それぞれに目標を掲げ、市民サービスの向上をめざします。総務課☎(866)2007

秋田市の新しい改革プランは、市ホームページで公開しているほか、資料閲覧コーナー(市役所1階)、北部・西部・南部(御野場)・河辺・雄和の各市民サービスセンター、アルヴェ駅東サービスセンターでもご覧いただけます。  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/ar/gyokaku/6zitaikou.pdf>

### 目標

- 今後も秋田市に住み続けたいと思う市民の割合を3人に2人以上にします
- NPO、市民ボランティア活動などの市民活動へ参加する市民の割合を3人に1人以上にします

「市民協働・都市内地域分権の推進」「窓口や行政サービスの改善」「公共施設全体の総合的な管理」などに取り組みます

### ① 公共サービスの改革



将来にわたって公共サービスの質の維持・向上を図り、市民の満足度を高めるために、市民やNPO、企業などが、公共サービスの担い手として活動できる環境づくりを進めます。

また、平成28年には、市内7つ目となる「(仮称)中央市民サービスセンター」を新庁舎内に開設します。これにより「市民サービスセンター整備事業」が完了することから、センターの機能や役割、地域との関わり方などについて改めて検証しながら、市民協働を推進し、公共サービスのさらなる向上に取り組みます。

### 目標

- にぎわい創出や観光・文化・スポーツを一元的に所掌する部門を新設します
- 人口減少対策に関連するさまざまな取り組みを推進する、新たな組織体制を構築します

「組織・機構の見直し」「職員の資質の向上」「コンプライアンスの推進」などに取り組みます

### ③ 組織・執行体制の改革

地方分権の進展や多様化する市民ニーズに対応するため、職員一人ひとりが能力・意欲を伸ばし、発揮するとともに、「県都『あきた』成長プラン」に位置つけた施策・事業を着実に推進できる組織機構の構築に取り組みます。

また、市民に信頼される市政運営を確保するため、コンプライアンス(法令遵守)の推進を図ります。

### 目標

- 公共施設等整備基金を創設し、平成30年度末までの積立額を50億円にします

### ② 財政運営の改革

「基金の設置」「新規財源の開拓」「市有施設における経費節減」などに取り組みます

中期の財政見通しのもと歳入と歳出のバランスを保ち、秋田市総合計画「県都『あきた』成長プラン」に位置つけた施策・事業を推進します。

また、公共施設などの維持修繕・更新など、今後必要となる支出に対応するための基金を創設し、将来にわたり持続可能な財政運営を維持していきます。

# 選びます 秋田の未来担う人

投票入場券は、告示日までには郵送予定です。詳しくは、市ホームページや、今後発行する広報あきたをご覧ください。秋田市選挙管理委員会事務局 ☎(019)220-0220 <http://www.city.akita.jp/city/coel/>

## 4月12日(日)は県議会議員選挙

告示日▶4月3日(金)

投票時間▶午前7時～午後8時

(河辺・雄和は午後7時まで)

### 秋田市で投票できるかた

平成7年4月13日以前に生まれ、今年1月2日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた。

今年3月28日以降に市内で転居届を出したかたは、転居前の住所地の投票所での投票になります。

### 秋田市へ転入したかた

今年1月3日以降に秋田県内の市町村から秋田市へ転入したかたは、前に住んでいた市町村での投票になります。

投票用紙を送ってもらい、秋田市で不在者投票することもできます。詳しくは、前に住んでいた市町村の選挙管理委員会へお問い合わせください。なお、今年1月3日以降に秋田県外から秋田市に転入してきたかたは投票できません。

### 秋田市から転出したかた

昨年12月12日以降に秋田市から秋田県内の他市町村へ転出したかたは、秋田市の選挙人名簿に登録されているかたは、秋田市での投票になります。

すでに転入先の選挙人名簿に登録されているかたは、転入先での投票になります。また、秋田県内で2回以上転出した場合や、秋田県外へ転出した場合は投票できません。

## 4月26日(日)は市議会議員選挙

告示日▶4月19日(日)

投票時間▶午前7時～午後8時

(河辺・雄和は午後7時まで)

### 投票できるかた

平成7年4月27日以前に生まれ、今年1月18日までに秋田市に住民登録をして、引き続き3か月以上市内に住んでいるかた。

4月11日以降に市内で転居届を出したかたは、転居前の住所地の投票所での投票になります。

## 両選挙の期日前投票

県議会議員選挙…4月5日(日)▶11日(土)(市役所分館では、4月4日(土)から投票できます)

市議会議員選挙…4月20日(月)▶25日(土)

### 期日前投票所と時間

市役所分館4階▶午前8時30分～午後8時

北部・西部・河辺・雄和の各市

民サービスマスセンター、岩見

三内・大正寺の各連絡所

▶午前8時30分～午後5時

秋田駅西口2階ぼぼろーど、

イオンモール秋田3階

▶午前10時～午後8時



## 不在者投票

条件により不在者投票ができます

- ① 指定されている病院や老人ホームなどに入院または入所中のかた▶各施設の事務局にお申し出を
- ② 仕事の都合などで他市町村に滞在しているかた▶秋田市選挙管理委員会に投票用紙を請求して、滞在先の選挙管理委員会へ投票してください。請求に必要な「宣誓書」は各市町村の選挙管理委員会にありますので、記入の上、秋田市選挙管理委員会に送付してください
- ③ 身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちで一定の障がいがあるかたや要介護5(介護保険)のかた▶障がいの程度の確認や手続きが必要となりますので、秋田市選挙管理委員会へお問い合わせを

## 投票所が一部変更になります

次の投票所が「↓」先へ変更となります。

- ・ 御野場新町五丁目、仁井田本町六丁目7番28・31・32・33・35・37・40・41号、8番22・25・26・27・28・30・31・32・35・36号にお住まいのかたは、「仁井田小学校」▶「南部市民サービスマスセンター」へ
- ・ 御野場新町二丁目・三丁目・四丁目にお住まいのかたは、「仁井田小学校」▶「御野場中学校」へ
- ・ 山手台一丁目・二丁目・三丁目・四丁目にお住まいのかたは、「桜小学校」▶「上北手大戸公民館」へ
- ・ 「四ツ小屋駅前公民館」▶「四ツ小屋幼稚園」へ
- ・ 「戸島小学校」▶「戸島ふるさとセンター」へ
- ・ 「農業協同組合教育研修所」▶「園芸振興センター」へ